

新型コロナウイルス感染症に伴う 理事会、評議員会の対応

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、感染リスク回避のため、リモートワークが急速に広がっています。そのような中、「多人数が同一の場所に会することとなる理事会や評議員会をどのように開催すべきか」とのお問い合わせが弊社にも多数寄せられております。

特に3月決算の法人様は多く、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算業務の難航や関係者の健康と安全の観点から、5月または6月に開催する定時評議員会への対応について、苦慮されている会社も多いとお聞きします。

そこで、本文書では新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う感染リスク回避のための、理事会、評議員会の開催に関する留意点について記載させていただきます。

■ Contents

理事会

- (1) テレビ会議システム等を利用した理事会の開催はできるか
- (2) 理事会を開催せずに理事会を開催したものとみなすことができるか
- (3) 委任状による理事会への出席に問題はないか

評議員会

- (1) 評議員会の延期はできるか
- (2) 評議員会を開催せずに評議員会を開催したものとみなすことができるか
- (3) オンライン等を利用した評議員会の開催はできるか
- (4) 委任状による評議員会への出席に問題はないか

理事会

(1) テレビ会議システム等を利用した理事会の開催はできるか

テレビ会議システム、電話会議システムを利用した理事会の開催は**可能です**。

会社法上、理事等が理事会の開催場所に物理的に出席しなければならないものとはされていません。テレビ会議システム、電話会議システムを利用した理事会の開催も可能です。

【注意点】

各種会議システムを利用する場合には、各出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないとされています（令和2年3月9日付厚生労働省からの事務連絡参考）[（https://www.mhlw.go.jp/content/000621896.pdf）](https://www.mhlw.go.jp/content/000621896.pdf)。

なお、議事の運営上、上記環境が確保されたこと確認し、議事録にもこれらの経緯を記録する必要があります。

(2) 理事会を開催せずに理事会を開催したものとみなすことができるか

「定款に記載」がある場合のみ、決議事項の内容やそれまでの審議状況等から理事会を開催せずに決議があったものとみなす方法（書面決議）をとることも**可能です**。

【書面決議成立までの流れ】

- ① 理事会の決議事項を理事及び監事全員に書面またはメール等の電磁的記録により提案
 - ② 理事の**全員から**書面またはメール等の電磁的記録による同意の意思表示及び監事が異議のない旨の意思表示
- = 理事会の決議があったものとみなされます。

また、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、理事会への報告を省略することが**可能です**。

【注意点】

代表理事等は、3カ月に1回以上（定款で定めた場合には4ヶ月を超える間隔で2回以上）、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならず、当該報告については、理事会への報告の省略は認められません。そのため、3カ月に1回以上（定款で定めた場合には4ヶ月を超える間隔で2回以上）は、理事会を開催しなければならないこととなります。この場合は、(1)での各種会議システムを利用した理事会の開催を検討すべきこととなります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず当初予定していた時期に理事会を開催することを困難なため年度内に報告が困難な法人について、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該報告の時期の取扱いについて柔軟に対応することが前記事務連絡により周知されています。

(3) 委任状による理事会への出席は問題ないか

理事会への出席を、他の理事を含む第三者に委任することはできません。そのため、委任状により理事会に出席することは**できません**。

評議員会

(1) 評議員会の延期はできるか

評議員会を延期することは**可能です**。

社会福祉法上、定時評議員会は、事業年度終了後一定の時期に招集しなければならないと規定されているだけで、決算後3ヶ月以内に必ず開催しなければならないとされているわけではありません。実務上、税申告との関係で、多くの法人が事業年度末日から3ヶ月以内（または2ヶ月以内）に定時評議員会を開催すると定款に定めて、運用しています。当該定めに関しては、前記厚生労働省の事務連絡より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点からやむを得ずにその時期に定時評議員会を開催できない場合には、可能になり次第速やかに開催することとし、当該開催時期の取扱いについては所轄庁の指導監査においても柔軟に対応することされています。

なお、定時評議員会が延期された場合には、決算が確定できないため、税金の申告期限の延長も必要となります。

(2) 評議員会を開催せずに評議員会を開催したものとみなすことができるか

理事会と異なり、定款に記載がなくても、評議員会を開催せずに決議があったものとみなすことが**可能です**。

【書面決議成立までの流れ】

- ① 評議員会の決議事項を評議員全員に書面またはメール等の電磁的記録により提案
- ② 評議員の**全員から**書面またはメール等の電磁的記録による同意の意思表示
＝評議員会の決議があったものとみなされます。

また、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知し、報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面またはメール等の電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなすことが**可能です**。

(3) オンライン等を利用した評議員会の開催はできるか

理事や評議員等が一堂に会する物理的な場所で評議員会を開催する一方で、評議員会の会場に在所しない評議員が、インターネット等の手段を用いて遠隔地から出席することによる評議員会を開催することも**可能です**。

【注意点】

評議員会の開催場所と評議員との間で情報伝達の**即時性等**が確保されている必要があります。

(4) 委任状による評議員会への出席に問題はないか

評議員会に出席できない評議員が、代理人によって議決権を行使することは理事会と同様に**できません**。

■ 司法書士法人おおさか法務事務所

本町オフィス	大阪市中央区久太郎町 2-5-28 久太郎町恒和ビル 4F
八尾オフィス	大阪府八尾市本町 2-12-4
夙川オフィス	兵庫県西宮市寿町 1-24 ローズハイツ夙川 2F
御所南オフィス	京都市中京区東洞院通夷川上る三本木五丁目 501-2
麴町オフィス	東京都千代田区六番町 13-4 浅松ビル 2F
後見信託センター	大阪市中央区南本町 1-2-6 フィオレビル

■ 本記事に関する連絡先

代表 TEL : 072 - 993 - 0117 MAIL : info@olao.jp
お気軽にお問い合わせください。

■ オンライン相談の対応について

オンラインのテレビ会議システムを使ったお打ち合わせ・面談が可能です。
PC さえご準備いただければ、メールアドレス一つでテレビ会議システムにアクセスし、
ご面談時と変わらないフェイス・トゥ・フェイスでのお打ち合わせが可能です。
移動の必要もなく、皆様の時間の節約にもなりますので是非ご活用ください。
